

かごしま環境パートナーズ制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かごしま環境パートナーズ制度」に係る協定に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 企業の社会貢献・地域貢献の取組と県の施策展開における官民協働の取組をつなげることにより、環境保全施策の充実を図るとともに、企業の地域貢献の拡大や地域活動の活性化を図り、もって地球環境先進県の推進に寄与することを目的とする。

(協定の締結)

第3条 県の環境保全事業等と連携して、環境保全による社会貢献・地域貢献を行おうという企業を公募し、協定を締結する。ただし、締結にあたっては、企業の社会的責任又は企業市民としての方針等について県と協議するものとする。

2 次の事項に該当する場合は、協定を締結しないものとする。

- (1) 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反する企業活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (4) 県の指名停止措置を受けているもの
- (5) 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治活動を助長するおそれのあるもの
- (7) 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- (8) 次の業種に該当するものは登録しないものとする。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号に規定する営業を行うもの
- ・消費者金融・高利貸しに係るもの
- ・ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）

- (9) その他県が、締結が不適切と認めるもの

3 協定締結後、前項に該当する事象が発生した場合は、協定を解除する場合がある。

(募集)

第4条 協定手続に関しては以下のとおりとする。

- (1) 協定締結を希望する企業は、申込書（様式1）に必要な事項を記載のうえ、鹿児島県環境林務部環境林務課地球温暖化対策室あて提出する。

なお、申込書は、鹿児島県ホームページからダウンロードしたものを使用できるものとし、電子メールでの申込もできるものとする。

- (2) 県は、申込書について、環境保全による社会貢献・地域貢献等の記載事項を確認し、その結果について、申込み企業あて通知するものとする。

(企業情報等)

第5条 県は、鹿児島県ホームページにより協定の内容を公表するものとする。

2 県は、協定を締結した企業について、必要な情報を庁内情報共有システムに登録し、庁内に公開する。

(企業と事業主催者間の調整)

第6条 県は各種環境保全事業の実施等にあたり、企業の参画・協力を得る必要があると認める場合は、企業に連絡を行い、事業に関する調整を行う。

(実績等の公表)

第7条 事業の実績等の公表にあたっては、企業及び県の双方が自由に行うことができるものとする。なお、その際、双方は相手方に対しても情報提供の内容等を事前又は事後に通知する。

(本制度の所管)

第8条 本制度に関する事務は、鹿児島県環境林務部環境林務課地球温暖化対策室が所管する。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。